

「指定居宅介護支援」重要事項説明書
(令和6年7月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3474300021号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として介護保険認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 沼隈社会福祉協会
- (2) 法人所在地 福山市沼隈町大字草深1889番地26
- (3) 電話番号 084-987-0924
- (4) 代表者氏名 理事長 箱田 篤 憲
- (5) 設立年月 平成16年11月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成16年12月1日指定 広島県第3474300021号
- (2) 事業の目的

社会福祉法人沼隈社会福祉協会が開設する沼隈社会福祉協会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅支援を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 沼隈社会福祉協会居宅介護支援事業所
平成16年12月1日指定 広島県第3474300021号
- (4) 事業所の所在地 福山市沼隈町大字草深1889番地26
- (5) 電話番号 084-987-0924
- (6) 管理者氏名 古石 祥章
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携に努めるものとする。

- (8) 開設年月日 平成16年12月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [指定訪問介護事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3474300062号
- [指定介護予防訪問介護事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3474300062号
- [指定通所介護事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3474300088号
- [指定介護予防通所介護事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3474300088号
- [指定訪問看護事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3464390016号
- [指定介護予防訪問看護事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3464390016号
- [指定福祉用具貸与事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3474300187号
- [指定介護予防福祉用具貸与事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3474300187号
- [指定特定福祉用具販売事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3471504997号
- [指定特定介護予防福祉用具販売事業所]

平成18年4月1日指定 広島県第3471504997号

- [指定介護小規模多機能型居宅介護事業所]

平成26年4月1日指定 福山市第3491501429号

- [指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所]

平成26年4月1日指定 福山市第3491501429号

- [指定介護(予防)認知症対応型共同生活介護事業所]

令和2年8月1日指定 福山市第3491502112号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 福山市(沼隈町・内海町・藤江町・熊野町・鞆町)
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(祝日、12/29～1/3除く)
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤専従	常勤兼務	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1		1.0	1名	
2. 介護支援専門員	2	1	2.8	1名	居宅サービス計画の作成

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) 居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業所との連絡調整 ③サービス実施状況の把握、評価 ④利用者状況の確認 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務	下記に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおりです。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません（全額介護保険により負担されます）。

(居宅介護支援業務の実施方法等について)

①居宅介護支援業務の実施

- ・事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ・事業所の管理者は、介護支援専門員に対して PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていきます。

②課題分析の実施について

介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たって、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接をして行います。課題分析とは、利用者の有する日常生活

上の能力や介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて、利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

③居宅サービス計画の作成について

・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

利用者への居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
利用する居宅サービス等の選択に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業所に不当に偏るような誘導または指示は行いません。
利用者又はその家族は、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を介護支援専門員に求めることが可能です。
利用者又はその家族は、介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所について、当該事業所を位置づけた理由を求めることが可能です。
介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
介護支援専門員は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供され、居宅サービス計画に位置づけることにより総合的な計画となるように努めます。

④主治の医師等との連携について

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
また求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画の交付を行います。医療サービス以外でも、介護支援専門員が必要に応じ、利用者の同意を得て主治の医師等と必要な連携を図ります。

⑤病院等への入院について

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

⑥居宅サービス原案について

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。

⑦サービス担当者会議

介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的見地から意見を求め調整を図ります。サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅等を基本としますが、他職種連携の促進や感染対策等で、利用者又はその家族の同意がある場合は、テレビ電話装置を活用します。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドン

ス」を遵守します。

⑧サービス実施状況の把握、評価について

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

⑨居宅サービス計画の変更について

事業所が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法の手順に従って実施するものとします。

⑩給付管理について

事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

⑪要介護認定等の協力について

- ・事業所は、利用者の要介護認定又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ・事業所は、利用者が希望する場合は、要介護また要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

⑫居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望される場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(2) 居宅介護支援の利用料及びその費用について

基本報酬

居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費(Ⅰ) i 10,860円	居宅介護支援費(Ⅰ) i 14,110円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上60人未満の場合	居宅介護支援費(Ⅰ) ii 5,440円	居宅介護支援費(Ⅰ) ii 7,040円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が60人以上の場合	居宅介護支援費(Ⅰ) iii 3,260円	居宅介護支援費(Ⅰ) iii 4,220円

居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が５０人未満の場合	居宅介護支援費(Ⅱ) i １０,８６０円	居宅介護支援費(Ⅱ) i １４,１１０円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が５０人以上 ６０人未満の場合	居宅介護支援費(Ⅱ) ii ５,２７０円	居宅介護支援費(Ⅱ) ii ６,８３０円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が６０人以上の場合	居宅介護支援費(Ⅲ) iii ３,１６０円	居宅介護支援費(Ⅲ) iii ４,１００円
※居宅介護支援費(Ⅱ) 情報通信機器の活用(人工知能関連技術を含む)、事務職の配置等を行い、当事業所が厚生労働省の定める基準に適合した場合		

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の５０／１００となります。また２ヶ月以上継続して該当する場合には算定しません。 ※ 業務継続計画未実施減算（感染症や災害発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築していない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の１／１００を減算します。 ※ 高齢者虐待措置未実施減算（虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置が講じられていない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の１／１００を減算します。 ※ 身体拘束廃止未実施減算（身体拘束等の適正化を図るための必要な措置が講じられていない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の１／１００を減算します。 ※ 当事業所の同一敷地内や建物、隣接する敷地内や建物等に居住する利用者や１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する利用者へのケアマネジメントを実施した際には、上記金額の９５／１００を算定します。 ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より２,０００円減額することとなります。 ※ 例外的な居宅介護支援費算定について 病院や介護施設等を退院又は退所する者等であって、医師が医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと判断した利用者について、モニタリング等のケアマネジメントを行い、当事業所が厚生労働省の定める基準に適合した場合

各種加算

加算	加算額	算定回数等
初回加算	３,０００円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２,５００円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２,０００円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算	カンファレンス無	カンファレンス有	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中3回を限度)
	4,500円/1回	6,000円/1回	
	6,000円/2回	7,500円/2回	
		9,000円/3回	
通院時情報連携加算	500円/月		利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師(以下医師等)の診察を受けるときに、介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受け、居宅サービス計画等に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回		病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月		在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する意向確認等、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円/月		質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円/月		
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円/月		
特定事業所加算(A)	1,140円/月		
特定事業所医療介護連携加算	1,250円/月		特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定し、退院・退所加算等の算定実績に応じて、厚生労働省が定める基準に適合した場合

(3) その他の費用について 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり30円を、自動車を利用した交通費を実費としていただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) ケアマネジメントの公正中立性の確保

利用者に提供される居宅サービス計画等が不当に偏ることのないように、公正中立に行わなければならないことを踏まえて、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

7. 訪問頻度の目安

毎月1回以上訪問します。

8. 身分証明書の携行

介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家庭から求められた時は提示を行います。

9. 高齢者虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

○虐待防止に関する担当者 [管理者] 古石 祥章

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をおこないません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- （１）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- （２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 2. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知します。
- （２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （３）従業者に対し、感染の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3. 緊急対応・連絡

- （１）訪問したときに、利用者が緊急を要するような状態、ケガをしており医療機関に搬送しなければならないときは家族への連絡前に救急対応することがあります。
- （２）上記の場合、緊急対応のあと、家族又は緊急連絡先に連絡します。

1 4. 苦情の受付について

（１）苦情の受付

①当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 [管理者] 古石 祥章
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 苦情解決責任者 [理事長] 箱田 篤憲

②市町の窓口

- 受付を担当するところ 福山市介護保険課
- 所在地 福山市東桜町3番5号
- 電話番号 084-928-1166

③公的団体の窓口

- 受付を担当するところ 広島県国民健康保険団体連合会
- 所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館
- 電話番号 082-554-0783

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は廃止した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|